

平成26年度 教育委員会 第1回臨時会 議案

1 日 時 平成27年3月24日（火） 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第74号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することについての

協議書の修正に係る協議 … 1

<非>第75号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第74号議案

知事の権限に属する事務を補助執行することについての協議書の修正に係る協議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、特別職である教育長が教育委員会の事務を補助する職員として地方自治法第180条の2の補助執行ができなくなることに伴い、現在締結されている補助執行に関する協議書について必要な修正を行うための協議が知事からあったので、当該協議に対し同意する。

平成27年3月24日

静岡県教育委員会教育長

<第 74 号議案 概要>

知事の権限に属する事務を補助執行することについての協議書の修正に係る協議

1 修正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行により、教育長は教育委員会の事務を補助する職員ではなくなるため、地方自治法第 180 条の 2 の補助執行ができなくなる。

2 修正の内容

(1) 修正する文言

協議書中「教育長」という文言を削り、教育委員会の事務を補助する職員のトップである教育次長が当該事務について事務局の職員を指揮監督することとする。

【修正の例】

修正前	修正後
知事は、静岡県教育委員会教育長及び静岡県教育委員会事務局職員をして〇〇に関する事務を補助執行させる。この場合において、静岡県教育委員会教育長は静岡県教育委員会事務局職員を指揮監督すること。	知事は、静岡県教育委員会事務局職員をして〇〇に関する事務を補助執行させる。この場合において、静岡県教育委員会事務局教育次長は静岡県教育委員会事務局職員を指揮監督すること。

(2) 修正する協議書

- ア 教育財産の取得、処分・契約・収入及び支出並びに物品出納の命令（昭和 31 年 10 月 1 日付け）
- イ 授業料の減免承認（昭和 38 年 4 月 17 日付け）
- ウ 青少年対策本部等に関すること（昭和 62 年 4 月 1 日付け）
- エ 静岡県ソフトボール場の取得、管理及び処分
小笠山青少年活動センター、クレール射撃場、スポーツ研修センター及び青少年会館の管理及び処分に関すること（平成 10 年 2 月 16 日付け）
- オ 公舎（教職員住宅）の取得、管理及び処分に関すること（平成 18 年 3 月 22 日付け）
- カ 公益法人に係る事務に関すること（平成 20 年 12 月 1 日付け）
- キ 静岡県を当事者とする訴訟、調停その他の争訟のうち、教育委員会の所掌事務に係るもの（平成 26 年 6 月 18 日及び 8 月 21 日付け）

3 修正年月日

平成 27 年 4 月 1 日

第1回臨時会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成26年度第3回静岡県自立支援協議会学齢部会報告	1
配付 のみ	静岡県立学校処務規程(昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号) の一部改正	4
	<非>児童生徒の安全に関する緊急確認調査における対象児童生徒 の状況について	非

平成26年度第3回静岡県自立支援協議会学齢部会報告

(特別支援教育課)

1 開催目的

今後の、本県における学齢期における特別支援教育の総合的な支援の推進を図るために、外部有識者から意見を伺う。

2 日時・会場

平成27年2月23日(月) 午後2時から午後4時

障害者働く幸せ創出センター(5 風来館)

3 参加者

委員6人(欠席1人)、関係行政・機関10人、事務局12人 計28人

4 主な協議事項

(1) 協議テーマ

インクルーシブ教育システム構築に向けた静岡県における特別支援教育推進の理念と今後の方向性

(2) 事務局提示要旨

静岡県では、平成17年にまとめた「静岡県における今後の特別支援教育の在り方についてー共生・共育を目指してー」に基づき、「共生・共育」を合言葉に推進してきた。今後も「インクルーシブ教育の推進」＝「共生・共育の推進」と捉え、この会で、基本的な考え方と具体的取組の在り方を協議する。

(3) 委員の意見

- ・「共生・共育を目指す」というのは、特別支援学校に限定した課題ではない。「人間はみな同じ」という点から、教育全般の大きな枠組みとして考えていくことが大事である。
- ・特別な支援の必要な児童生徒が在籍する学校や学級に、学生支援員等の外部人材の導入を図ることが有効な支援ではないか。
- ・特別な支援が必要な通常級や自閉症・情緒障害特別支援学級の中学生に対し、学齢終了後に就労し生活をしていくことをしっかりと見据え、今のうちから自立に向けた知識や技能、態度を育てていく、丁寧な指導が必要である。
- ・特別な支援の必要な幼児・児童・生徒の保護者が果たすべき役割や地域の役割について、学校は今まで以上に、発信をしていくべきである。
- ・特別支援教育の理解浸透のためには、教員採用試験や管理職登用の工夫も効果的ではないか

5 その他

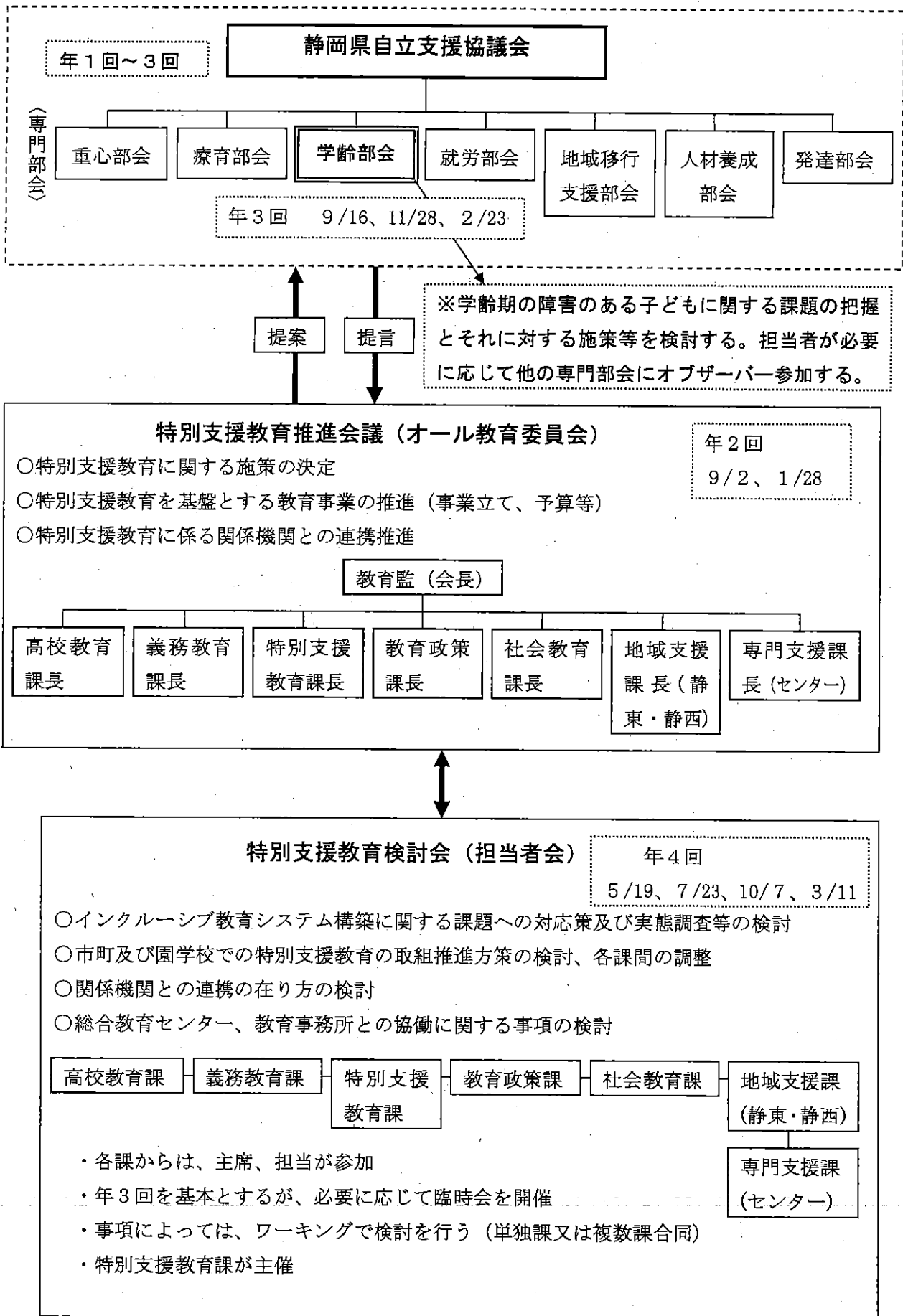
(1) 第1回静岡県自立支援協議会学齢部会目的

最近の特別支援教育の動向と、インクルーシブ教育システム構築に向けた静岡県における今後の特別支援教育推進の在り方について、意見を伺う。

(2) 第2回静岡県自立支援協議会学齢部会目的

学齢期における特別支援教育の総合的な推進を図るために、特別支援学級の授業参観を通して意見を伺う。

平成 26 年度 県の特別支援教育総合推進体制（関係会議等）



平成26年度 静岡県自立支援協議会学齢部会 委員名簿

資料2

	氏名	職名	所属	
1	北條 博厚	静岡県立こども病院 名誉院長		医療
2	大塚 玲	教授	国立大学法人 静岡大学教育学部	学識経験者
3	橋田 憲司	教授 (元 養護学校校長)	常葉大学教育学部	学識経験者
4	佐野可代子	常任理事	静岡県手をつなぐ育成会	保護者
5	池原 智彦	委員長	中小企業家同友会障害者問題委員会 (有) 池原商会 代表取締役	労働
6	山田 貢司	職業対策課長	静岡労働局職業安定部職業対策課	労働
7	杉山 修	発達支援室主任	独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター	保健・福祉

(件名)

静岡県立学校処務規程（昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の
一部改正

(特別支援教育課)

1 改正理由

平成25年度末の規則改正で就学指導委員会が就学支援委員会に改められたことに伴い、必要な改正を行う。

2 改正規定新旧対照表

静岡県教育委員会訓令甲第5号

本 庁
各 教育 事務 所
埋 蔵 文化 財 センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県立学校処務規程（昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

静岡県教育委員会教育委員長 溝口紀子

改正前	改正後								
別表第2 校務分掌組織及び所掌事務 (略) (3) 校長の補助機関として置く委員会は、 おおむね次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">中学校及び高等学 校</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特別支援学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">ア・イ (略) ウ <u>校内就学指導 委員会</u> エ～ケ (略)</td> </tr> </table> (略)	中学校及び高等学 校	特別支援学校	(略)	ア・イ (略) ウ <u>校内就学指導 委員会</u> エ～ケ (略)	別表第2 校務分掌組織及び所掌事務 (略) (3) 校長の補助機関として置く委員会は、 おおむね次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">中学校及び高等学 校</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">特別支援学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">ア・イ (略) ウ <u>校内就学支援 委員会</u> エ～ケ (略)</td> </tr> </table> (略)	中学校及び高等学 校	特別支援学校	(略)	ア・イ (略) ウ <u>校内就学支援 委員会</u> エ～ケ (略)
中学校及び高等学 校	特別支援学校								
(略)	ア・イ (略) ウ <u>校内就学指導 委員会</u> エ～ケ (略)								
中学校及び高等学 校	特別支援学校								
(略)	ア・イ (略) ウ <u>校内就学支援 委員会</u> エ～ケ (略)								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。